

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

2026 年 10 月 9 日

株式会社コロプラ

2026 年 10 月 9 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区赤坂九丁目7番2号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 宮本 貴志

株式会社コロプラ(以下「分割会社」といいます。)は、2026 年 10 月 9 日付の分割会社取締役会により、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社の K-POP に関連するエンターテインメント事業に関する権利義務を、分割会社の完全子会社であるCEiRL株式会社(以下「承継会社」といいます。)に承継させる吸収分割(以下「本会社分割」といいます。)を行うことを決定し、承継会社との間で吸収分割契約書を締結いたしました。

本会社分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく分割会社の事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約書の内容

本会社分割に関する吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本会社分割に際し、承継会社は分割会社に対して、分割対価として株式、金銭その他の財産の交付を行いません。承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いとは相当であると判断しております。

3. 承継会社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、承継会社の成立の日における貸借対照表)の内容

承継会社は、設立後最初の事業年度に係る計算書類が未確定であるため、確定した最終事業年度はありません。

なお、承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、承継会社の成立の日)後の

日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、承継会社の成立の日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容
該当事項はありません。

6. 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本会社分割後、分割会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本会社分割後の収益見込み及びキャッシュフローの状況についても、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本会社分割後において、分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社の債務(分割会社が本会社分割により承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項

本会社分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本会社分割後の収益見込み及びキャッシュフローの状況についても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本会社分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

8. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

2026 年 10 月 9 日

吸収分割会社：株式会社 コロプラ

吸収分割承継会社：CE i R L 株式会社

吸収分割契約書

株式会社 コロプラ（以下「甲」という）と C E i R L 株式会社（以下「乙」という）は、甲の K・POP に関連するエンターテインメント事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社 コロプラ

住所：東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号

(2) 吸収分割承継会社

商号：C E i R L 株式会社

住所：東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号

第 2 条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）

乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項は、別紙「権利義務承継要項」記載のとおりとする。

第 3 条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、一切の対価を甲に交付しない。

第 4 条（乙の増加すべき資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第 5 条（吸収分割承認決議等）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続きその他関連法令により必要となる手続きを行う。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2026年12月1日とする。ただし、手続きの進行上必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降、乙に承継させる本事業に関して競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときには、甲乙協議の上分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、その原本を甲が、その写しを乙が保有する。

2026年10月9日

東京都港区赤坂九丁目7番2号

(甲) 株式会社 コロプラ
代表取締役社長 宮 本 貴 志



東京都港区赤坂九丁目7番2号

(乙) CEIRL 株式会社
代表取締役社長 宮 本 貴 志



権利義務承継要項

吸収分割承継会社は、吸収分割会社から、本事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継するものとし、その内容及び取扱いは下記のとおりとする。

なお、承継する資産及び負債の評価は、2026 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

効力発生日の前日現在本事業に関して甲が有する資産の全て

2. 負債

効力発生日の前日現在本事業に関して甲が有する負債の全て

3. 承継する雇用契約

該当事項なし（甲は、効力発生日の前日現在本事業に従事する甲の従業員を、効力発生日をもって、甲に在籍のまま乙に出向させる。）

4. 承継する契約関係

効力発生日の前日現在本事業に属する契約上の地位及びそれらに基づく権利義務

5. その他

(1) 2026 年 9 月 30 日現在、本事業に関して甲が有する資産及び負債並びに主要な契約関係等は別添資料のとおりである。

(2) 甲は、2026 年 10 月 1 日から効力発生日の前日までの間の変動について、前号に規定する資料と同等の資料を作成してその内容を乙に明示する。



別紙2

承継会社の成立の日に係る貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産			
預け金	520	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	520
		資本金	260
		資本準備金	260
		純資産合計	520
資産合計	520	負債・純資産合計	520